

いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

令和7年11月13日（木） 11：00～12：15

文部科学省

事業概要

「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」の目的

専門家を活用した教育相談体制の整備や関係機関との連携強化等により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応やいじめの重大事態の再発防止を図り、**児童生徒にとって安心安全な学校・学級となることを目指す**とともに、不登校の傾向が見られる児童生徒への支援による未然防止や不登校児童生徒に対する継続的な支援を行い、**誰一人取り残されない学びの保障を実現**する。

事業の概要 （参考）R8要求・要望額：118億円 / R7当初：94億円

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等

11,467 百万円（9,295 百万円）【補助事業】

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実



- **SC・SSW の基盤となる配置に加えて、課題に応じた重点配置（不登校・いじめ対策）【拡充】**
 - ↳ SC：**11,300 → 11,800 校**、週 8 時間
 - ↳ SSW：**11,000 → 11,500 校**、週 6 時間 など
- 児童生徒への支援の質の向上のため、SC・SSWの処遇見直し
- SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

不登校児童生徒の学びの場の確保の推進



- **校内教育支援センター支援員の配置【拡充】**
校内教育支援センターを拠点に、学習支援・相談支援を行う支援員を配置するための経費を補助（**2,000 校 → 5,000 校**）
- **アウトリーチ支援や保護者支援等による教育支援センターの機能強化【拡充】**
不登校支援の一環として、不登校児童生徒等へのアウトリーチ支援を実施するとともに、保護者の会等と連携した支援等に係る経費を補助
（アウトリーチ：**130 人 → 450 人**、保護者支援：**200 箇所 → 300 箇所**）
- **学びの多様化学校の設置促進【拡充】**
（設置準備：**11 → 20 自治体**、設置後運営：**22 → 27 自治体**）



いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究

254 百万円（34 百万円）【委託事業】

いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究

- **医療及び学校現場の連携による自殺対策強化事業【新規】**
自殺リスクを抱えた児童生徒への早期対応を図るため、医療機関等と連携したガイドライン等を作成の上、教職員向けに研修動画などを作成し、学校現場へ普及
- **いじめ対応伴走支援チーム（仮称）のモデル構築推進事業**
いじめ対策マスターの枠組みを再構成。個別事案への対応や再発防止等への支援に加え、SNSによるいじめや保護者との連携等に対応するため、専門家からなる支援チームを教育委員会に設置
- いじめ未然防止教育推進事業
- 不登校対策等の効果的な活用の促進に向けた調査研究
- 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援と学びの充実に関する実証研究
- 心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの普及促進

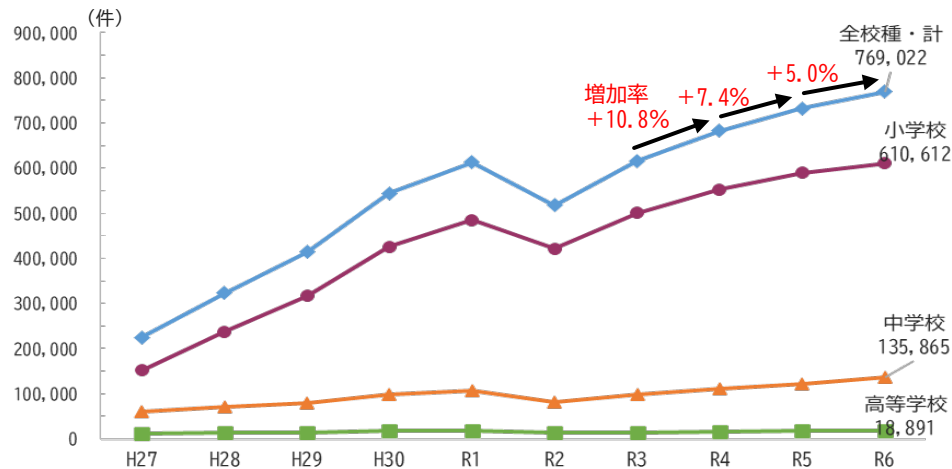
スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究

いじめの状況について（令和6年度）

[出典] 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

いじめの認知件数

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は769,022件（前年度732,568件）であり、前年度に比べ36,454件（5.0%）増加。



いじめの認知件数が多い学校については、
「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに
立っている」と極めて肯定的に評価している。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

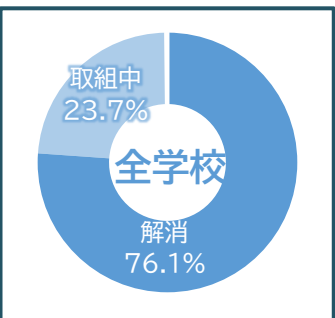
※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは・・・
第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

- 重大事態の発生件数は、1,405件（前年度1,306件）であり過去最多となったものの、前年度からの増加率は7.6%（前年度42.1%）となり、前年度から低下。
- うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定するものは768件（前年度648件）、同項第2号に規定するものは897件（前年度864件）であった。

※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとして規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。
※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

いじめの解消状況

- 年度末時点でのいじめの状況について、解消しているものは585,349件（76.1%）。



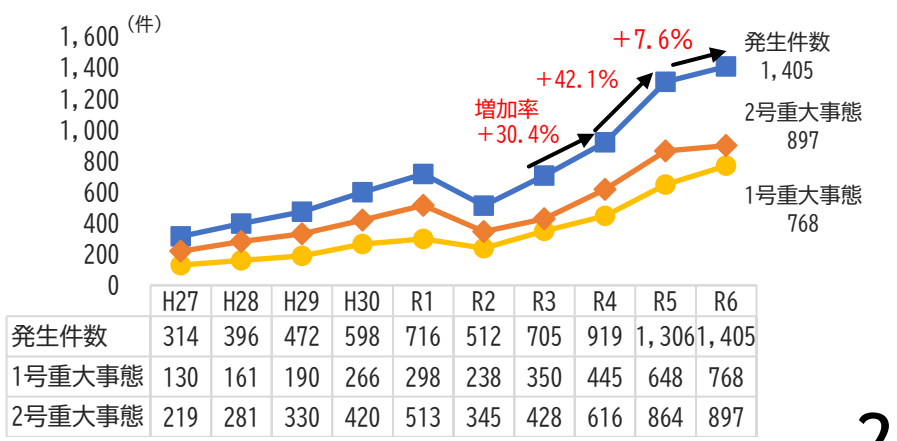
	合計	
解消しているもの （日常的に観察継続中）	585,349 件	76.1%
解消に向けて取組中	182,511 件	23.7%
認知から3か月以上経過	60,932 件	7.9%
認知から3か月経過していない	121,579 件	15.8%
その他	1,162 件	0.2%
計	769,022 件	

※ 年度末現在の状況

いじめの防止等のための基本的な方針

「解消している」状態とは、
少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、
必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① **いじめに係る行為が止んでいること**
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② **被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと**
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。



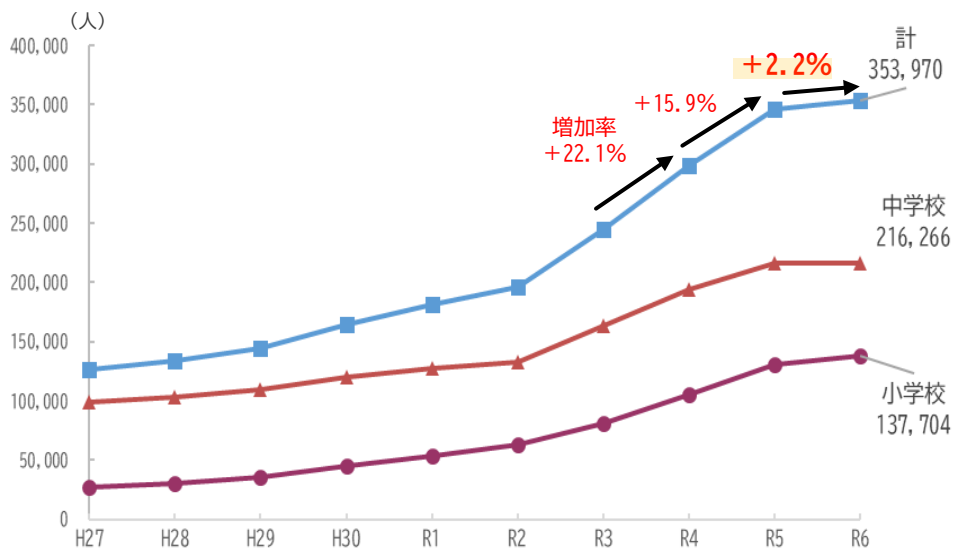
いじめの重篤化を予防するには早期発見・早期対応が重要

不登校の状況について（令和6年度）

[出典] 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

不登校児童生徒数

- 小・中学校における不登校児童生徒数は353,970人（前年度346,482人）と過去最多となり、12年連続で増加。
- 増加率は小学校5.6%（前年度24.0%）、中学校0.1%（前年度11.4%）、小・中学校全体2.2%（前年度15.9%）であり、前年度から低下。



不登校児童生徒が学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた状況の推移

- 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた不登校児童生徒数は218,246人（前年度212,114人）で、不登校児童生徒に占める割合は61.7%（前年度61.2%）。

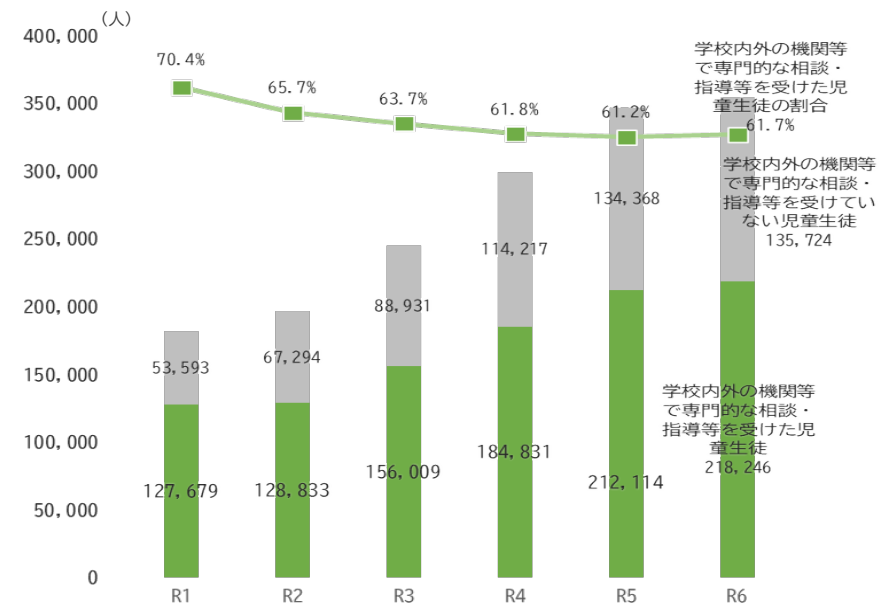
誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組が重要

不登校児童生徒の欠席期間別人数

- 不登校児童生徒のうち、90日以上欠席した者は191,958人（54.2%）。

	小中合計	小学校	中学校
不登校児童生徒数	353,970	137,704	216,266
欠席日数30～49日の者	80,831	40,556	40,275
	22.8%	29.5%	18.6%
欠席日数50～89日の者	81,181	36,411	44,770
	22.9%	26.4%	20.7%
欠席日数90以上の者	191,958	60,737	131,221
	54.2%	44.1%	60.7%
うち、出席日数11日以上の子	154,370	49,964	104,406
	43.6%	36.3%	48.3%
うち、出席日数1～10日の者	26,732	7,203	19,529
	7.6%	5.2%	9.0%
うち、出席日数0日の者	10,856	3,570	7,286
	3.1%	2.6%	3.4%

※ 下段は、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。



不登校の状況について（令和6年度）

〔出典〕令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

新規不登校児童生徒数

（注）前回調査では不登校に計上されていなかった者。

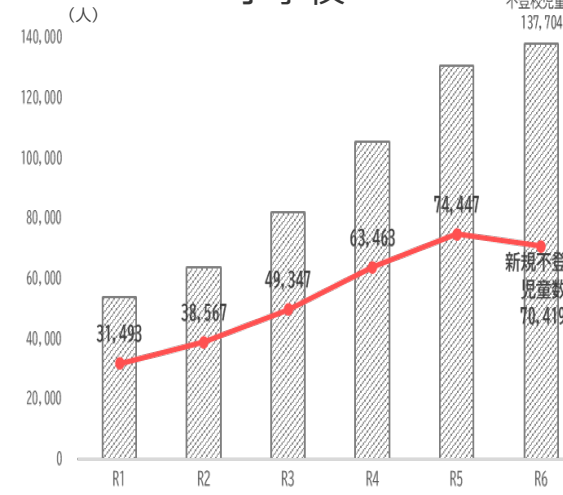
- 不登校児童生徒数のうち、**新規不登校児童生徒数**は、小学校で70,419人（前年度74,447人）、中学校で83,409人（前年度90,853人）であり、**小・中学校ともに前年度から減少**。
- **小・中学校合計の新規不登校児童生徒数**は153,828人（前年度165,300人）であり、**9年ぶりに減少**。

不登校継続率

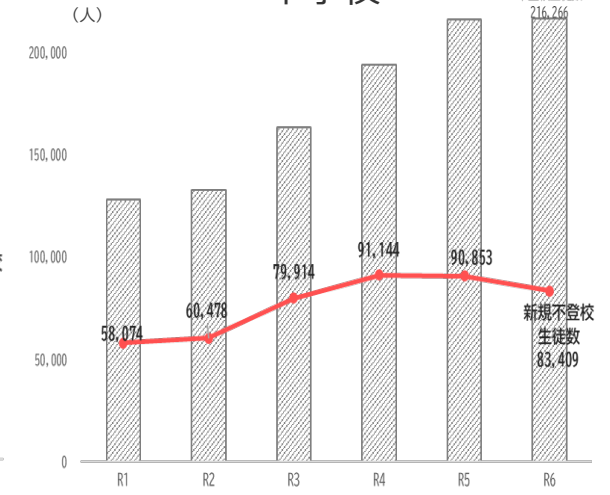
（注）前回調査で不登校に計上された児童生徒のうち、今回調査でも不登校に計上された児童生徒の割合。

- **不登校継続率**は、小学校71.7%（前年度75.2%）、中学校77.1%（前年度80.7%）であり、**小・中学校ともに前年度から低下**。

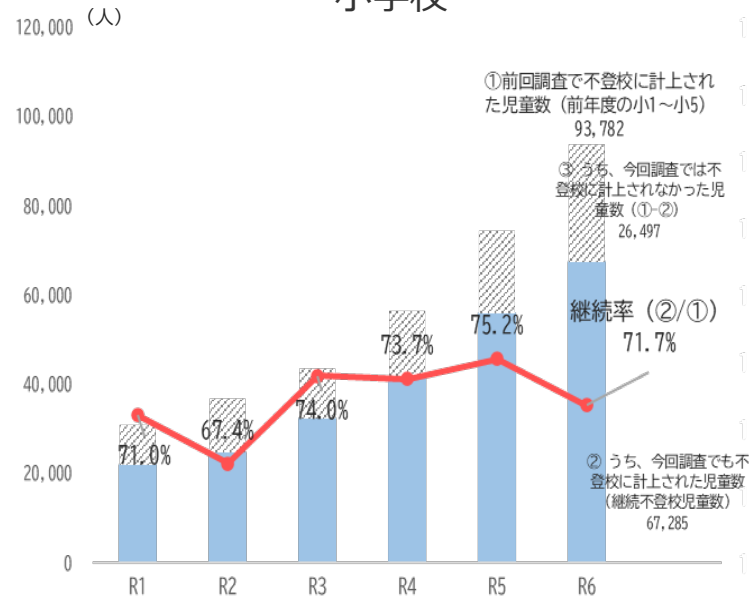
小学校



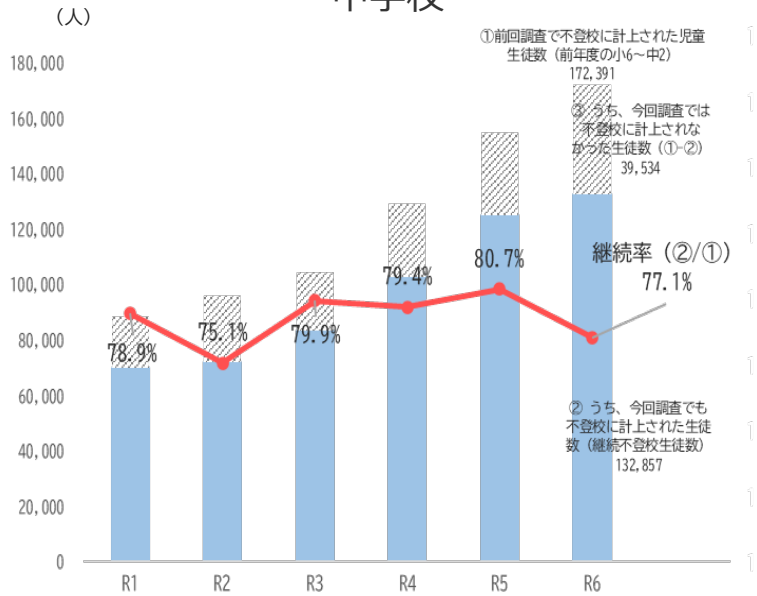
中学校



小学校



中学校

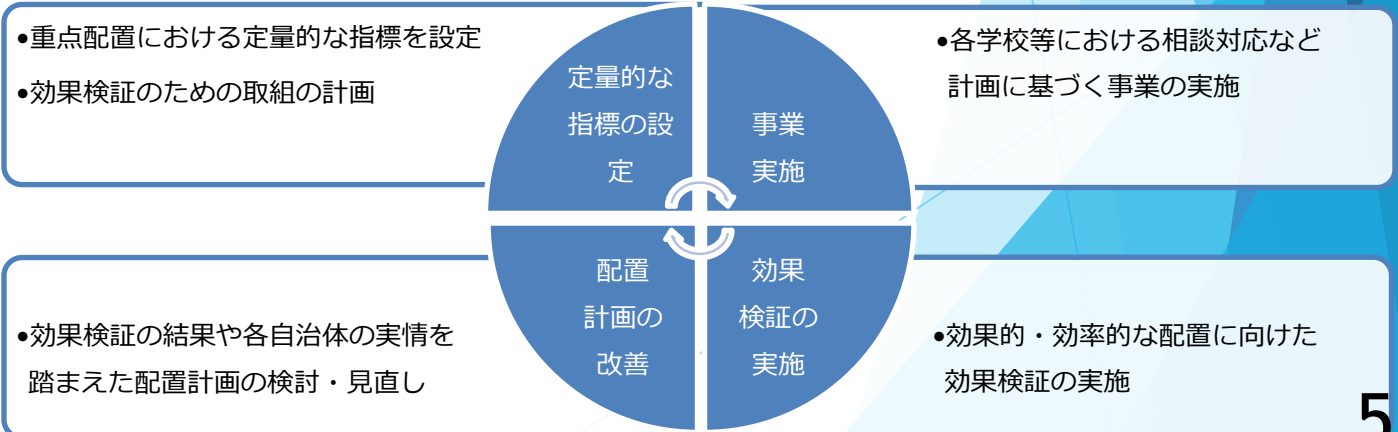
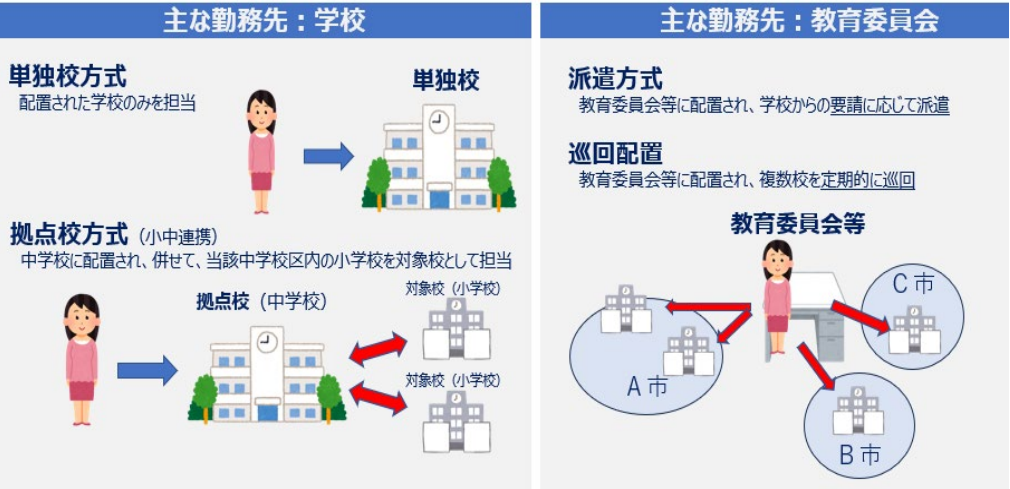


スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて

	スクールカウンセラー（SC）	スクールソーシャルワーカー（SSW）
法令上の位置づけ	第65条の3 スクールカウンセラーは、小学校における児童の <u>心理に関する支援</u> に従事する。	第65条の4 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の <u>福祉に関する支援</u> に従事する。
人材・資格	心理に関して専門的な知識・技術を有する者 （ <u>公認心理師</u> 、 <u>臨床心理士</u> 等）	福祉に関して専門的な知識・技術を有する者 （ <u>社会福祉士</u> 、 <u>精神保健福祉士</u> 等）
主な職務内容	① 児童生徒へのカウンセリング ② 教職員に対する助言・研修 ③ 保護者に対する助言・援助 ④ ストレスチェックや授業観察等の予防的対応 ⑤ 事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア 等	① 貧困・虐待等の課題を抱える児童生徒と児童生徒が置かれた環境への働きかけ ② 学校内におけるチーム支援体制の構築、複数の視点で検討できるケース会議とするための事前調整やケースのアセスメント及び課題解決のプランニングへの支援 ③ 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整 等
予算措置上の考え方	・基礎配置（全公立小中学校に週4時間） ・課題に応じた重点配置（週4時間を加算）	・基礎配置（全中学校区に週3時間） ・課題に応じた重点配置（週3時間を加算）

SC・SSWの具体的な配置計画については、各自治体において地域の実情に応じて決定しているところであり、以下のような配置形態により対応。

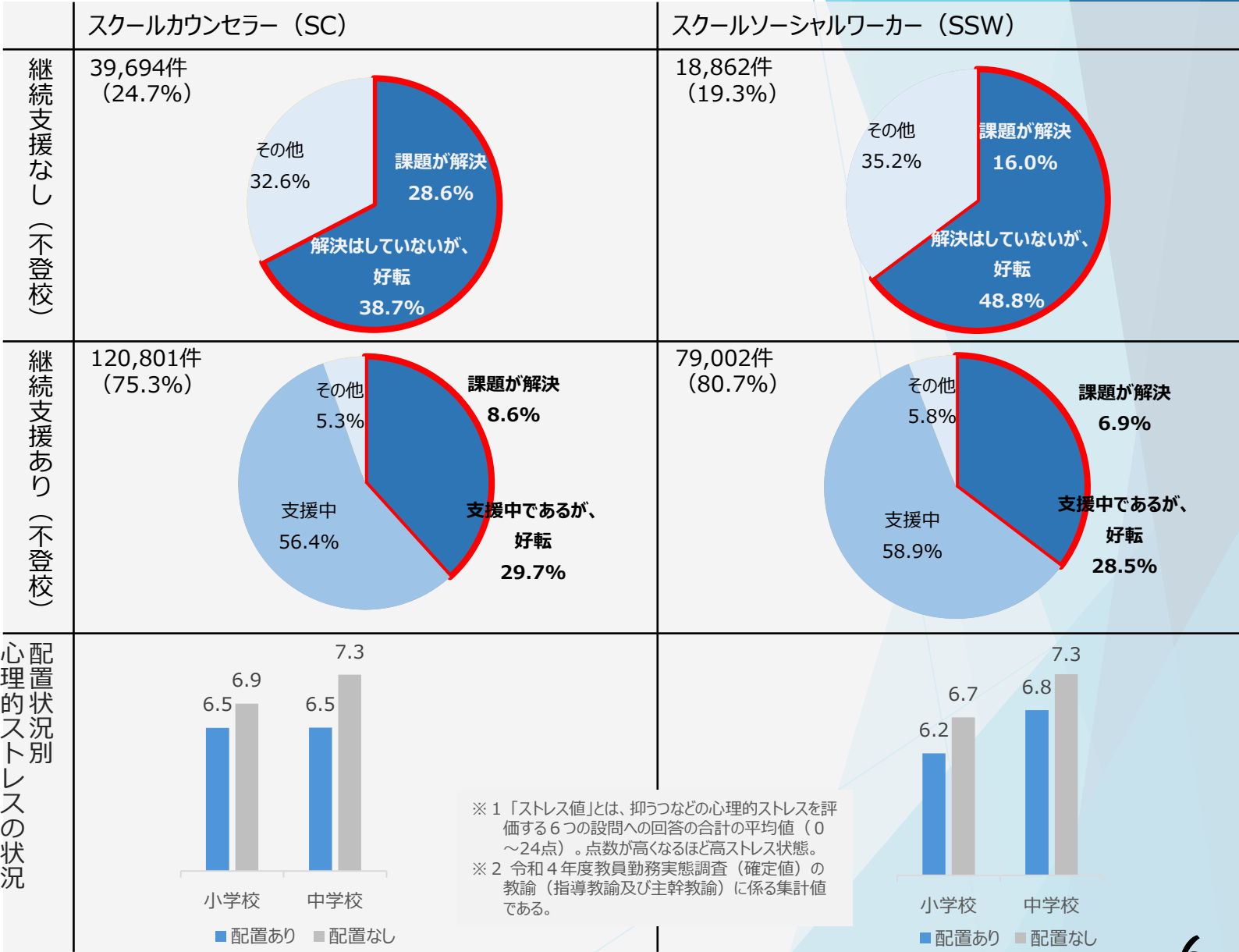
令和3年度行政改革推進会議等において、SC・SSWの効果的・効率的な配置を行う仕組みづくりが求められたことを踏まえ、各自治体において実情等を踏まえた「定量的な指標」及び「効果検証のための取組」を設定した上で事業を実施しており、児童生徒の抱える課題の解決に向けた取組を促進している。



図：SC・SSWの配置形態について

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの効果について

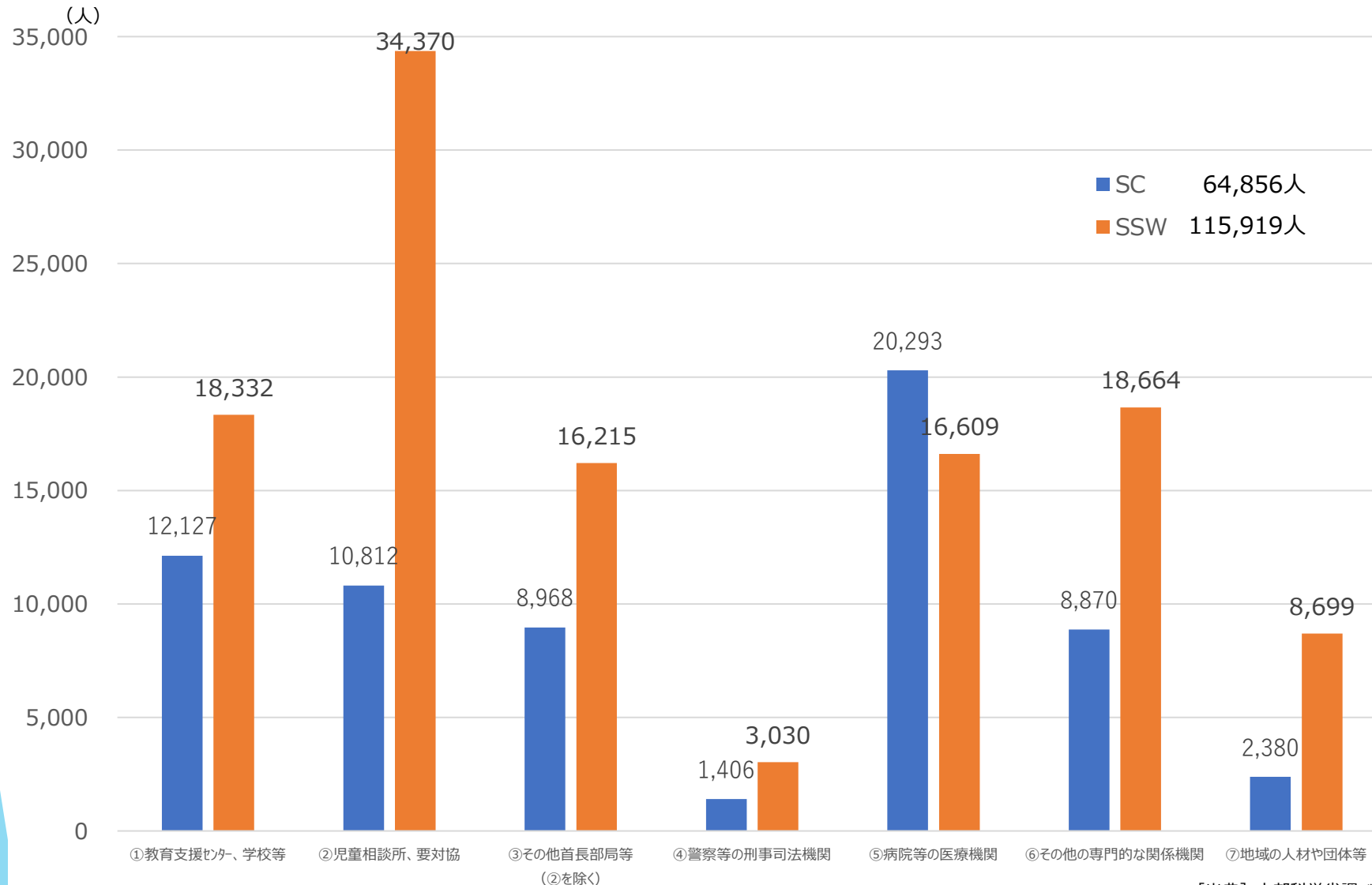
- ・ S Cによる不登校に関する対応件数は 160,495件。このうち、S Cによる継続支援の対象とならなかった件数は 39,694件（24.7%）、継続支援の対象となった件数は 120,801件（75.3%）となっている。
 - ・ S Cによる継続支援の対象とならなかった件数のうち、「課題が解決」又は「解決はしていないが、好転」は67.4%となっており、早期発見・早期支援に繋がった成果と考えられる。また、継続支援の対象となった件数についても、「課題が解決」又は「支援中であるが、好転」が38.3%となっている。
 - ・ S S Wの支援対象となった児童生徒の不登校に関する対応件数は 97,864件。このうち、S S Wによる継続支援の対象とならなかった件数は 18,862件（19.3%）、継続支援の対象となった件数は 79,002件（80.7%）となっている。
 - ・ S S Wによる継続支援の対象とならなかった件数のうち、「課題が解決」又は「解決はしていないが、好転」は64.8%となっており、早期発見・早期支援に繋がった成果と考えられる。また、継続支援の対象となった件数についても、「課題が解決」又は「支援中であるが、好転」が35.3%となっている。
-
- ・ 長期欠席者が1名以上いる学級の担任のうち、S Cが配置されている学校の教諭は、配置されていない学校の教諭よりも、心理的ストレスの状況が良い。
 - ・ 運営に困難をきたしている学級が1学級以上ある学校において、S S Wが配置されている学校の教諭は、配置されていない学校の教諭よりも、心理的ストレスの状況が良い。



※「スクールカウンセラー等活用事業」、「緊急スクールカウンセラー等活用事業」、「スクールソーシャルワーカー活用事業」に係る調査
教員勤務実態調査（令和4年度）【確定値】（概要）（mext.go.jp）、公立小学校・中学校教員勤務実態調査研究報告書（mext.go.jp）

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携について

SC又はSSWの支援対象となった児童生徒について、学校が連携した主な関係機関



・教育
・福祉
・刑事司法
・保健医療
などの関係機関と連携することで、地域の資源を活用しつつ、児童生徒への支援を実施している。

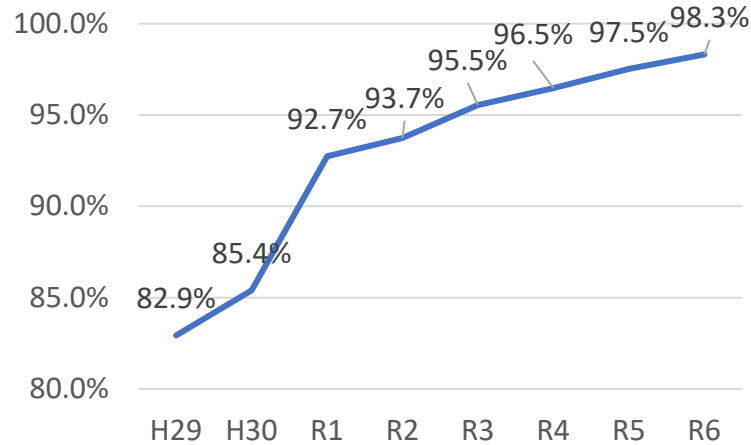
【出典】文部科学省調べ

(注) 要対協 = 要保護児童対策地域協議会

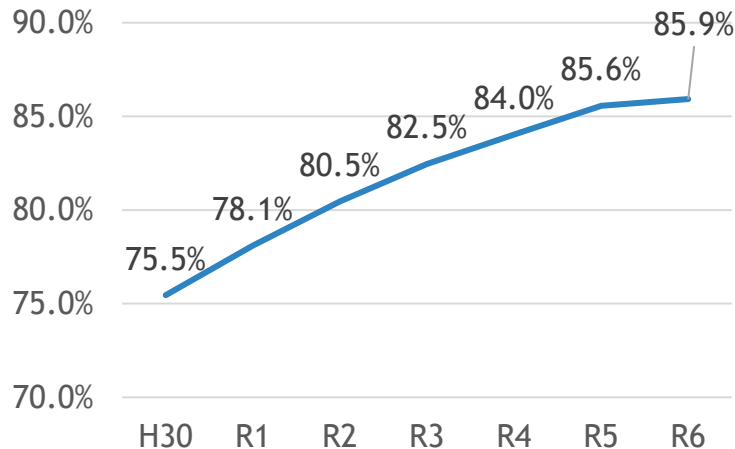
レビューシートにおける指標について

アウトプット

① S Cの小中学校への配置・対応率

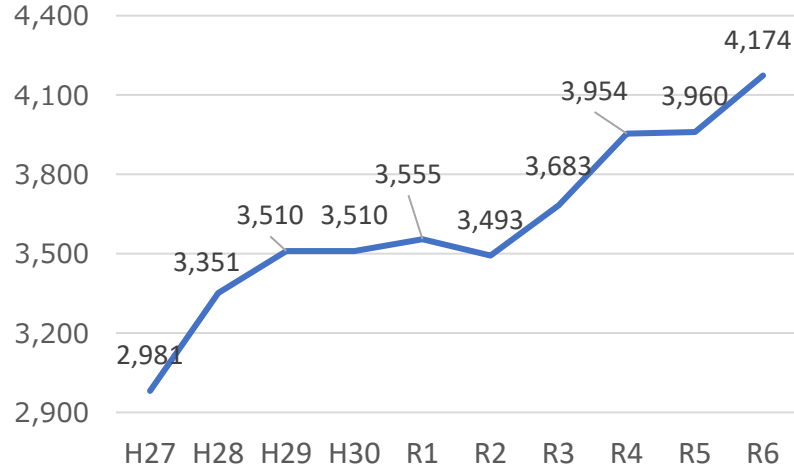


② S S Wの中学校区への配置・対応率

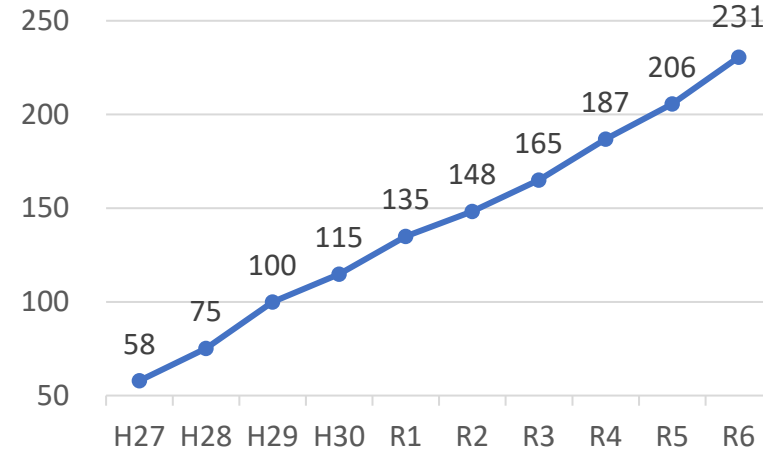


短期アウトカム

③ S Cの相談件数（千件）

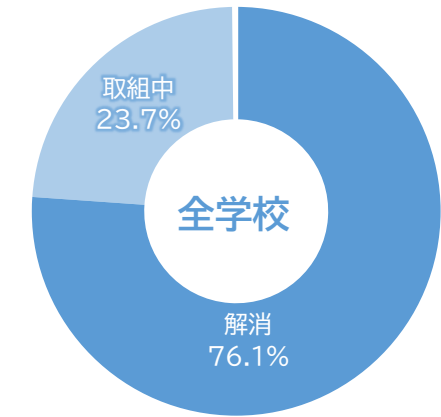


④ S S Wの支援対象となった児童生徒数（千人）

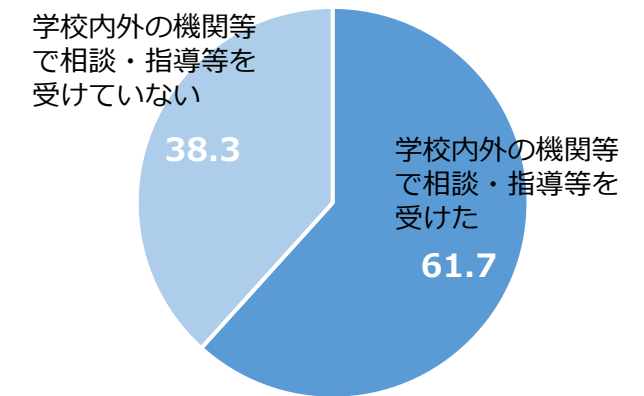


長期アウトカム

⑤ いじめ認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合（%）



⑥ 不登校児童生徒に占める、学校内外の機関等で相談・指導等を受けたものの割合（%）



①②⑤⑥児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より / ③④ 文部科学省調べ

児童生徒の状況等を踏まえた指標を設定することなどを含め、事業の効果的な実施に向けた指標の更なる改善について検討していく。

參考資料

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを旨とし、以下の3つの柱を推進することにより、**誰一人取り残されない学びの保障**を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。

※Comfortable, Customized and
Optimized Locations of learning

1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、**小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながる**ことができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

- 01 学びの多様化学校の設置促進
- 02 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進
- 03 教育支援センターの機能強化
- 04 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障
- 05 多様な学びの場、居場所の確保



2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- 01 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進
- 02 「チーム学校」による早期支援
- 03 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援



3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。

学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- 01 学校の風土を「見える化」
- 02 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善
- 03 いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
- 04 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
- 05 快適で温かみのある学校環境整備
- 06 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に



不登校児童生徒の多様な学びの場の確保に向けた取組

不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学ぶことができるよう、個々の状況に応じた多様な学びの場の確保に向けた取組を推進。

✓ 学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒



校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。
児童生徒のペースに合わせて学習のサポートを受けたり相談に乗ってもらったりすることができる。

✓ 家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒



学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）

※令和5年8月31日に不登校特例校から名称を変更。

特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数を少なくしたり、体験活動や探究的な学習を充実させたりするなど、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行っている。

✓ 家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒



教育支援センター

各地域の教育委員会が開設しており、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行っている。

民間団体等

在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組んでいる。

✓ 家から出ることができない児童生徒



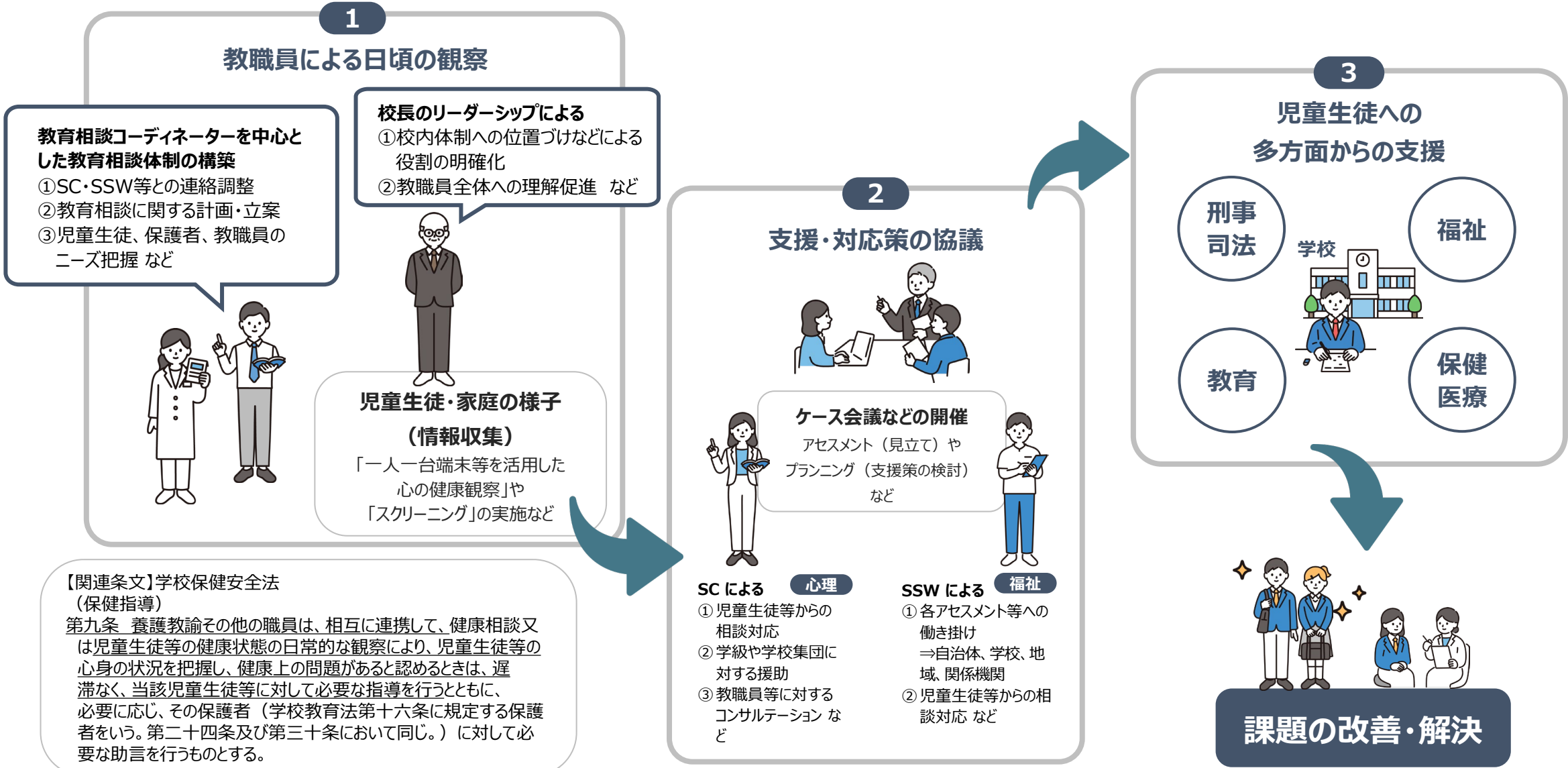
オンラインの活用

在籍校や教育支援センターの授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅でうけることができる。

アウトリーチ支援

学校等とつながっていない不登校児童生徒に対して、NPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターが主体となり訪問支援を行っている。

学校における教育相談の流れ（イメージ）



SC・SSWと学校の関係

チーム学校としての情報共有や児童生徒の変化の把握	それぞれの専門的視点に基づき参画
--------------------------	------------------

スクールカウンセラーの相談件数の推移

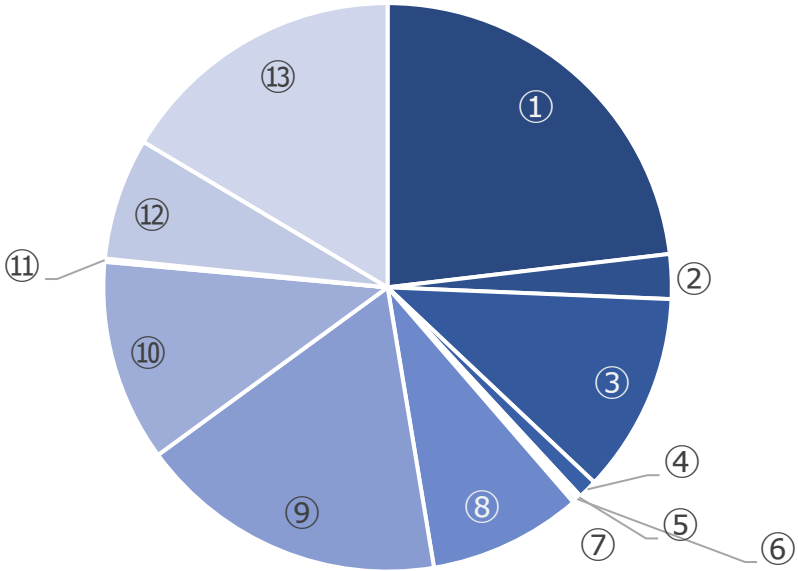
■ 児童生徒等による相談件数

※ 1回の相談内容が複数項目に該当する場合は、主となる項目1つをカウントし、同一の者が複数回相談した場合には、相談した回数を全てカウント。
※ 児童生徒だけでなく、保護者や教職員からの相談も含む。「その他」には相談内容の区別が不明なものを含む。
※ 平成28年度以降は、緊急スクールカウンセラー等活用事業分（岩手県、宮城県、福島県）を含む。



■ 相談件数（令和 6 年度）の内訳

	件数（件）	
① 不登校	965,233	23.1%
② いじめ、暴力行為、非行等の問題行動	106,057	2.5%
③ 友人、教職員等との関係による課題（②を除く）	474,572	11.4%
④ 児童虐待	45,786	1.1%
⑤ 性的な被害	8,446	0.2%
⑥ 貧困による課題	3,746	0.1%
⑦ ヤングケアラー	9,940	0.2%
⑧ 家庭環境（④～⑦を除く）	364,288	8.7%
⑨ 心身の健康・保健（②と④を除く。）	733,282	17.6%
⑩ 発達障害等	479,158	11.5%
⑪ 性的マイノリティ	7,768	0.2%
⑫ 学業・進路	289,537	6.9%
⑬ その他の内容	685,970	16.4%
合計	4,173,783	



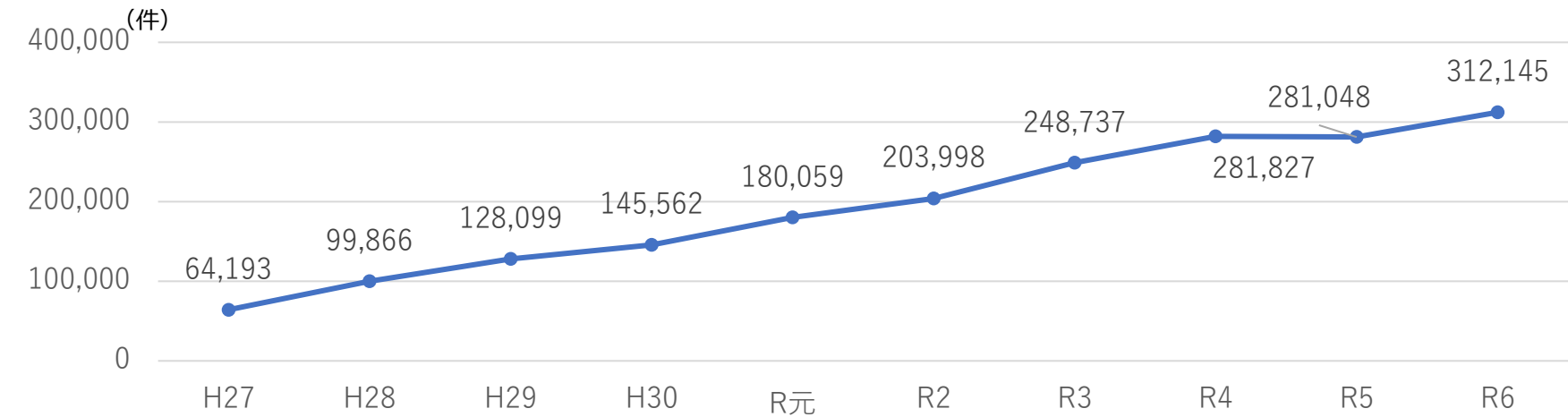
※「スクールカウンセラー等活用事業」、「緊急スクールカウンセラー等活用事業」に係る調査より

スクールソーシャルワーカーの継続支援対象の内容別対応状況の推移

■ 継続支援対象児童生徒への対応件数

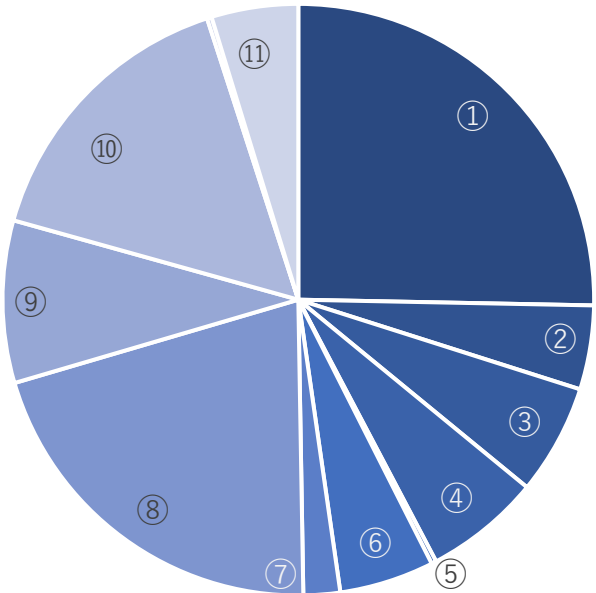
※支援対象児童生徒のうち、その支援が単発ではなく、ある程度の継続性を持って支援した児童生徒の抱える課題ごとの件数

※令和5年度～は、緊急スクールカウンセラー等活用事業分を含む。



■ 内容別対応件数（令和6年度）の内訳

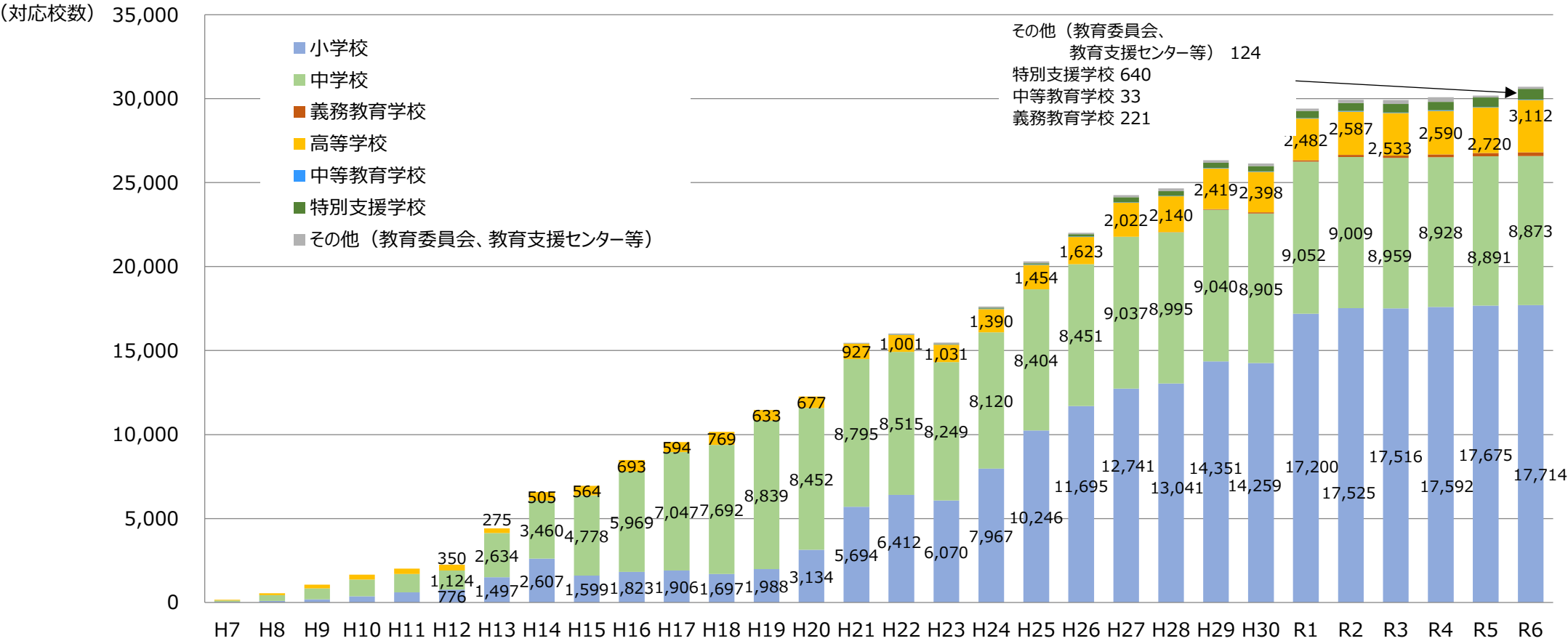
	件数（件）	
①不登校	79,002	25.3%
②いじめ、暴力行為、非行等の問題行動	14,339	4.6%
③友人、教職員等との関係による課題（②を除く。）	18,826	6.0%
④児童虐待	19,828	6.4%
⑤性的な被害	830	0.3%
⑥貧困による課題	16,154	5.2%
⑦ヤングケアラー	6,248	2.0%
⑧家庭環境（④～⑦を除く。）	64,694	20.7%
⑨心身の健康・保健（②と④を除く。）	27,691	8.9%
⑩発達障害等	48,947	15.7%
⑪性的マイノリティ	793	0.3%
⑫その他	14,793	4.7%
合計	312,145	



※「緊急スクールカウンセラー等活用事業」、「スクールソーシャルワーカー活用事業」に係る調査より

スクールカウンセラーの配置状況について

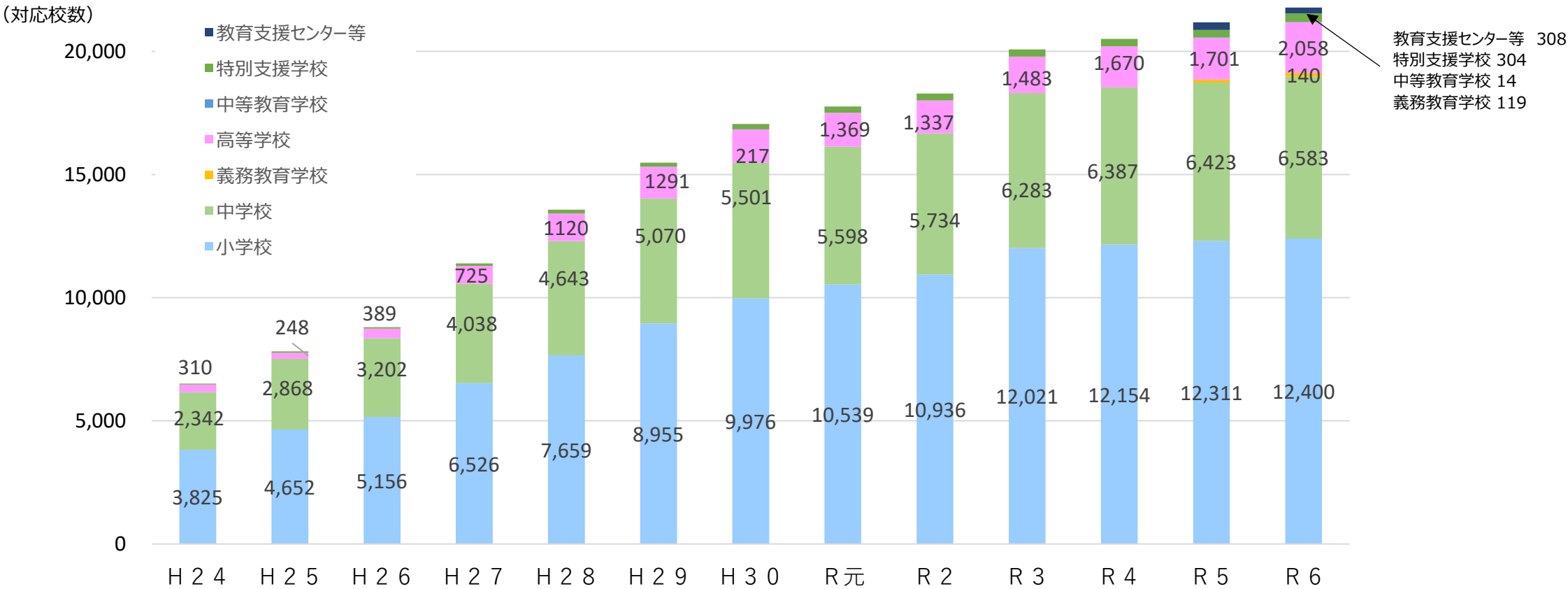
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
予算額 (百万円)	8,561 の内数	3,892	4,113	4,024	4,527	4,559	4,569	4,738	4,866	5,278	5,581	5,889	6,085
SC実人数 (人)	6,263	7,065	7,344	8,129	8,471	8,782	8,995	9,210	9,539	9,948	10,255	10,678	11,158
対応学校等数 (校)	17,621	20,310	22,013	24,254	24,661	26,337	26,160	29,410	29,939	29,927	30,090	30,190	30,717



※ H12まで調査研究事業（委託事業）、H13から補助事業。
※ H21から、拠点校を定めず巡回して複数の学校を併せて担当する場合における巡回対象となる学校（巡回校）、必要に応じて派遣される学校（派遣校）の形態も可能としている。
※ H21～H24は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。 ※ H23～H26は緊急スクールカウンセラー等派遣事業の活用による配置を含んでいない。
※ H27は緊急スクールカウンセラー等派遣事業分（岩手県、宮城県、福島県、仙台市）を含む。
※ H28～は、緊急スクールカウンセラー等活用事業の活用による配置を含む。
※ スクールカウンセラーの人数は、準ずる者も含む。

スクールソーシャルワーカーの配置状況について

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
予算額 (百万円)	8,516 (内数)	355	394	647	972	1,258	1,484	1,722	1,806	1,938	2,132	2,313	2,355
SSW実人数 (人)	784	1,008	1,186	1,399	1,780	2,041	2,377	2,659	2,859	3,091	3,241	3,747	4,023
対応学校数 (校)	6,507	7,815	8,805	11,392	13,573	15,485	17,050	17,763	18,286	20,079	20,508	21,180	21,780



- 平成21年度～平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。
- 平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の1メニューとして実施。
- 令和2年度～令和4年度は、小学校には義務教育学校前期課程，中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程，高等学校には中等教育学校後期課程を含む。
- 令和5年度～は、緊急スクールカウンセラー等活用事業の活用による配置を含む。